

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーから信頼され、継続して成長できる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。併せて内部監査室による内部監査を実施することで、経営の透明性を高めるとともに、経営に対する監督の強化を図っております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言及び指導をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

補充原則1 - 2

当社は、議決権の電子行使プラットフォームの利用、株主総会招集通知の英訳については現状行っておりません。今後は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等の状況に応じて実施を検討してまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

補充原則3 - 1

当社は、現状英文による情報開示等はしておりません。今後は、株主構成における海外投資家比率等の状況に応じて、英文による情報開示を検討してまいります。

補充原則3 - 1

サステナビリティについての取組み及び人的資本や知的財産への投資等をふまえた経営戦略については、当社の持続的成長につながる重要な経営課題であるとの認識に基づき、中長期的な企業価値の向上の観点からその開示・提供を検討してまいります。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1

当社は、現時点で代表取締役の後継者計画の策定・運用はしておりませんが、企業価値の継続的な向上を実現するための重要な課題として認識しております。次期代表取締役の選定のために、任意の指名諮問委員会において、後継者計画の策定を検討してまいります。

【原則4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4 - 2

取締役の報酬については、短期的な業績結果によって報酬を毎年上げ下げするのではなく、各役位や職責に応じて一定の報酬基準とすることを基礎としつつ、長年の積み重ねを考慮すべきであり、現状は固定報酬を採用しております。

今後は、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブプランの導入については、今後の課題として報酬諮問委員会等において検討してまいります。

補充原則4 - 2

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の開示に努めます。

人的資本・知的財産への投資等に関する考え方は今後検討してまいります。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規程等にしがって運営がなされ、重要事項の承認決議及び報告が適宜適切に行われております。また、原則として、取締役会開催日の3営業日前までには社外取締役・社外監査役を含む全役員に対し、取締役会資料の送付及び必要に応じた説明がなされております。

上記のとおり当社取締役会は実効的に運営されているものと判断しておりますが、今後も、取締役会の実効性をより高めるため、その実効性を分析・評価していく方法を検討してまいります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、事業内容や経営戦略、経営方針等について有価証券報告書に記載しておりますが、中期経営計画の公表及び事業ポートフォリオに関する基本方針等の説明は行っておりません。

今後、事業環境等を注視しつつ、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況を含めた中期経営計画の公表を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、原則として政策保有株式を保有しない方針であり、現在も政策保有株式を保有していません。

今後、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化など、事業運営上の観点から保有目的があると判断した場合において、当社の利益と投資額等を総合勘案して、その投資可否を判断する方針であります。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役・監査役や主要株主などとの取引を行う場合において、かかる関連当事者取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。当社では、全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。

【原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

補充原則2 - 4

当社は、国籍・人種・性別・年齢等に関わらず実績や能力により人材採用及び管理職への登用を行っております。また女性のワークライフバランス支援を目的とした出産・育児休暇等の制度が定着しており、2021年9月現在全社員のうち女性社員の割合は51.3%、女性の取締役が1名、管理職のうち女性の割合が26.9%となっております。その他にも当社では、多様で柔軟な働き方を推進するため、在宅勤務・時差出勤・時短勤務等の各制度を設置するなど、今後も社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、多様性を活かせる社内環境の整備に努めてまいります。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金積立金の制度がないため、該当事項はございません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社の経営理念等はウェブサイトに掲載しております。

取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上と、株主との価値共有に資する体系であることを方針としております。取締役会は、報酬諮問委員会に報酬等の内容の原案を諮問し、委員会は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個別の実績と能力を踏まえて、取締役会に答申し、当社取締役の個別の報酬を定めております。

取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、任意の諮問機関である指名諮問委員会が審議した結果に基づいて、代表取締役が取締役候補者を取締役に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役候補者の選任手続きは、監査役会の構成を考慮し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で行っております。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1

当社の取締役会は、法令、定款に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」及び「職務権限規程」に定め審議・決議を行っております。これらの取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図る観点から規程に基づき業務執行者へ委任しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立取締役の選任においては、会社法に定める社外監査役の要件及び東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としており、選任理由を株主総会参考書類、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11

当社の取締役会は、業務執行取締役4名、独立社外取締役2名(うち女性1名)の計6名となっており、企業規模、経営判断の迅速性及び実効性等を踏まえた人数及び構成となっております。当社の取締役は、当社内外を問わず、当社の経営理念、経営戦略等に対する理解、ふさわしい人格・見識を備え、取締役に相応しい豊かな経験を有し、経営判断能力があり、コンプライアンスに対する十分な理解を備える方の中から選任されております。

補充原則4 - 11

当社は、独立社外取締役候補者及び独立社外監査役候補者の決定にあたり、他の上場企業の役員兼務状況などが合理的な範囲であり、各候補者が当社独立社外役員としての役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。

当社は、取締役候補者・監査役候補者及び取締役・監査役の重要な兼任状況を株主総会参考書類及び事業報告において開示してまいります。また、社外役員の重要な会議への出席状況及び発言の状況についても、事業報告における社外役員に関する事項において開示してまいります。

補充原則4 - 11

当社は、取締役会で業務執行に関する重要事項の審議・決議を行っておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価についても、取締役会の機能を向上させる観点から、客観性のある評価手法を今後検討してまいります。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役は、その役割について理解を深め責務を果たすため、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努めることとし、当社はそのためのトレーニングの機会の提供・斡旋や費用の支援を行うこととしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との対話を積極的に行っていく方針であります。株主、投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会を随時開催するほか、当社ウェブサイトにおいて開示資料を充実させ、当社の事業に対する理解の促進に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社クレド	3,430,000	41.98
中村 勇人	2,450,400	29.99
ヴィス従業員持株会	220,300	2.69
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	163,500	2.00
松井証券株式会社	119,000	1.45
株式会社SBI証券	116,199	1.42
野村信託銀行株式会社(投信口)	102,000	1.24
大滝 仁実	100,950	1.23
金谷 智浩	100,950	1.23
尾崎 誠司	50,300	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無 中村 勇人

親会社の有無 なし

補足説明更新

当社の代表取締役である中村勇人は、同氏の資産管理会社である株式会社クレドが保有する株式数も含め、当社の議決権の71.97%を所有しており、支配株主に該当しております。なお、大株主の状況は、2021年9月末時点のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長中村勇人は、当人と本人が所有する会社の株式を合計すると当社の議決権の過半数を保有しており、支配株主に該当しております。当社は当該支配株主及び当該支配株主が所有する会社との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、少数株主の利益を損なうことのないよう、その取引金額の多寡に関わらず、当該取引の必要性及び取引条件の妥当性について、当社取締役会において十分に審議した上で、取締役会決議をもって決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浜本 亜実	他の会社の出身者													
戸出 健次郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜本 亜実			株式会社Humanextの代表取締役であり、長きにわたり事業会社における企業経営者として経営に携わり、顧客サービスや社員への人材教育・育成の指導経験も豊富で、経営戦略面からも取締役会の活性化に資するものと期待し、選任しております。なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、独立役員として指定しております。

小川 金郎	他の会社の出身者																			
村岡 由隆	他の会社の出身者																			
西村 勇作	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇都宮 則夫			長きにわたり在籍した信販会社での豊富な経験ならびに法務に対する相当程度の高い知見から、当社の企業統治に貢献されるものと期待し、社外監査役として選任しております。
小川 金郎			長きにわたり在籍した信販会社での豊富な経験ならびに内部統制、法務、コンプライアンスに対する相当程度の高い知見から当社の企業統治に貢献されるものと期待し、社外監査役として選任しております。
村岡 由隆			株式会社赤坂の代表取締役であり、事業会社における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており経営全般の監視と有効な助言をしていただくため、社外監査役として選任しております。
西村 勇作			弁護士の資格を有しており、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長や、企業価値向上に対する意欲や士気を高めるインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

社外取締役及び従業員に対して、企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。社外監査役に対して、経営監視機能強化による当社の企業価値向上を図るため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

業務取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、各取締役に求められる職責及び能力等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。社外取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、業務執行から独立した立場で経営を監督及び助言する立場を考慮し、社外取締役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

その決定方法は、任意の報酬委員会の諮問を尊重した上で、取締役会決議により決定しております。

各取締役の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、審議を行い、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会の諮問を尊重した上で、2020年6月28日開催の取締役会決議により決定しております。

なお、当社は役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。当事業年度は、報酬委員会を1回開催し、2021年3月期の役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものと判断しております。

(2) (1)以外の会社社員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

監査役報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、常勤・非常勤の別や監査役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

その決定方法は、監査役会決議により決定しております。

各監査役の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており(同定時株主総会最終時の取締役の員数は3名)、監査役については2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております(同定時株主総会最終時の監査役の員数は1名)。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、管理本部が行っております。取締役会付議事項の資料を事前に配布し、検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて管理本部が事前説明を行い、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすために必要な環境を整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の基本的な機関設計は、以下の通りとしております。

(1) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令で定められた事項、経営に係る重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

社外取締役は、取締役会において、内部監査状況、会計監査状況及びその結果について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を担っており、社外監査役とともに独立した立場から取締役会の牽制及び監視を行っております。

なお、取締役会の議案については、事前に全取締役及び監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

(2) 監査役及び監査役会

監査役会は、監査役4名(全員が社外監査役)で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会では、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、取締役会のほか、経営会議(コンパス)等の重要な会議・委員会に出席し、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門の報告や関係者の聴取などにより、常に取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

なお、監査役のうち2名は常勤監査役であり、大阪と東京のオフィスに分かれて常駐しております。

(3) 経営会議(コンパス)

経営会議(コンパス)は、取締役、常勤監査役、執行役員並びに事業部長のほか、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成され、原則、毎月1回開催しております。経営会議(コンパス)では、経営上の課題等についての協議、営業戦略の遂行状況の報告を行っております。

(4) 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の人事及び報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会を設置しております。指名委員会は、取締役の構成、取締役候補者の選解任方針等について、また、報酬委員会は、報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議しております。

(5) 内部監査体制

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、1名の内部監査責任者で構成されております。内部監査は、内部監査計画書に基づき、不正、誤謬の未然防止、正確な情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的とし実施しております。

(6) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役会が選任した者及び常勤監査役で構成され、原則、四半期ごとに開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会では、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する方針や施策について協議し、当社のコンプライアンス体制の構築を図っております。

(7) 会計監査

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の業務に精通した社内取締役及び豊富な経験と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、取締役会から独立し、かつ全員が社外監査役から構成される監査役会制度を採用し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知の発送を早期化するべく取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案しながら、インターネットによる議決権行使を検討してまいります。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供については、現在は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IR専用サイトにてディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のIRサイトにて決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部業務・戦略部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示情報管理規程」や「FD(フェア・ディスクロージャー)ルール対応規程」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR専門サイト及び適時開示等を通じて、適切な情報を速やかに発信できるよう努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、会社法及び会社法施行規則に基づき、2014年9月開催の取締役会において「内部統制システムの整備に係る基本方針」について決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制構築の基礎として、取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき規範である「クレド」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持することを目指しております。
 - ・コンプライアンス体制を実現、維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行うこととしております。
 - ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動は、四半期毎に、又は必要に応じて開催し、当委員会の活動は、必要に応じて取締役会に報告しております。
 - ・反社会的勢力とは一切関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等と連携して、毅然とした態度で対処する体制としております。
 - ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するための通報体制として、「公益通報者保護規程」を運用し、通報窓口として社外監査役を設置しております。
 - ・内部監査室を設けて、コンプライアンス実施状況を監査するものとし、その監査結果を代表取締役へ報告する体制としております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、「職務分掌規程」に定める主管部署が法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当該情報の性質(機密性・重要性)に応じた確に所定の年数を保管する体制としております。
- ・当該主管部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の実現、徹底を図るために、四半期ごとに又は必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催するとともに、内部監査室を設置し、互いに連携して当社のリスクに対して継続的に監視するほか、予めリスクを想定、分類、評価して、リスク発生を予防するとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急管理体制の整備を統括しております。
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び内部監査室は、具体的な個別事案を含めて、リスク管理体制の整備状況を検討し、定期的に又は必要に応じて取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。業務執行については、予め定められた「職務権限規程」、「職務分掌規程」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化しております。
- ・取締役、執行役員及び使用人が共有する目標を持ち、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的目標及び効率的な方法を各部門長が定め、その実施結果を迅速にデータ化して、各部門長と管理本部が分析した結果を取締役に報告しております。その報告を受けて取締役会では、目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ報告する体制を構築して、経営の効率化を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令下で業務を行い、取締役及び使用人からの指示命令は受けないこととしております。また、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を尊重して行っております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、次に定める事項を監査役に報告しております。

- ・取締役会、経営会議(コンパス)で協議された事項
- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・日々の経営状況として重要な事項
- ・内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報の状況及び内容
- ・コンプライアンス上重要な事項
- ・取締役が決裁した稟議事項
- ・取締役が決裁した契約事項
- ・訴訟に関する事項

使用人は、次に定める重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告しております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・日々の経営状況として重要な事項
- ・内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反

(7) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・報告をした者に対して、これを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止することを「公益通報者保護規程」に規定し、当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

(8) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するようにしております。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対して次のような体制を構築しております。

- ・監査役に対して、取締役及び使用人へのヒアリングを行う機会を与えております。
- ・監査役に対して、代表取締役との定期的な意見交換を行う機会を設けております。
- ・監査役に対して、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な意見交換を行う機会を設けております。
- ・監査役から内部監査室に対して、要望する事項の内部監査の実施とその報告を受ける機会を設けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である中村勇人は、かねてより反社会勢力と絶対につき合わないという信念を有しており、現在までに反社会勢力との関係は一切ありません。また、このような信念に基づき、取締役会、経営会議(コンパス)等においても、機会あるごとに、自ら注意を促しております。そして当社は、社内体制の構築として、以下のことを実施しております。

- (1) コンプライアンス遵守を实践するための行動規範として、「クレド」(約束)を定めており、その第一項に「人として何が正しいか常に意識し行動の基本とする。」ことを謳い、社員に社会的に批判される反社会的勢力との関係を一切断つ心構えを常に意識させております。

- (2) 社内規程として「反社会的勢力排除規程」を定めて、反社会的勢力の調査から有事の際の対応まで、基本的な手順を定めて実施しております。

- (3) 反社会的勢力の排除を推進するための体制として、主管部署は管理本部とし、有事の際における対応統括責任者をデザイナーズオフィス事業本部担当役員、反社調査の実施、運用の統括責任者を管理本部長としております。

(4)公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに賛助会員として加入し、情報収集に努めております。また、本社管理本部を窓口として、所轄警察署や上記推進センターとの連絡強化を図っております。

(5)東京・大阪・名古屋の各拠点に不当要求防止責任者を選任し、暴力団の不当な要求による被害を防止し、対応方法を習得する体制を整えております。

(6)当社の下請けを担っている協力会社との間では、原則、取引基本契約書を締結し、その条項中に協力会社が反社会勢力であることが判明した場合には、基本契約を解除できる旨を加えております。

(7)顧客との間で新たに取引を行うに際しては、管理本部を窓口として、顧客情報を外部情報機関等へ情報紹介して、反社会的勢力を排除する体制を構築し、実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

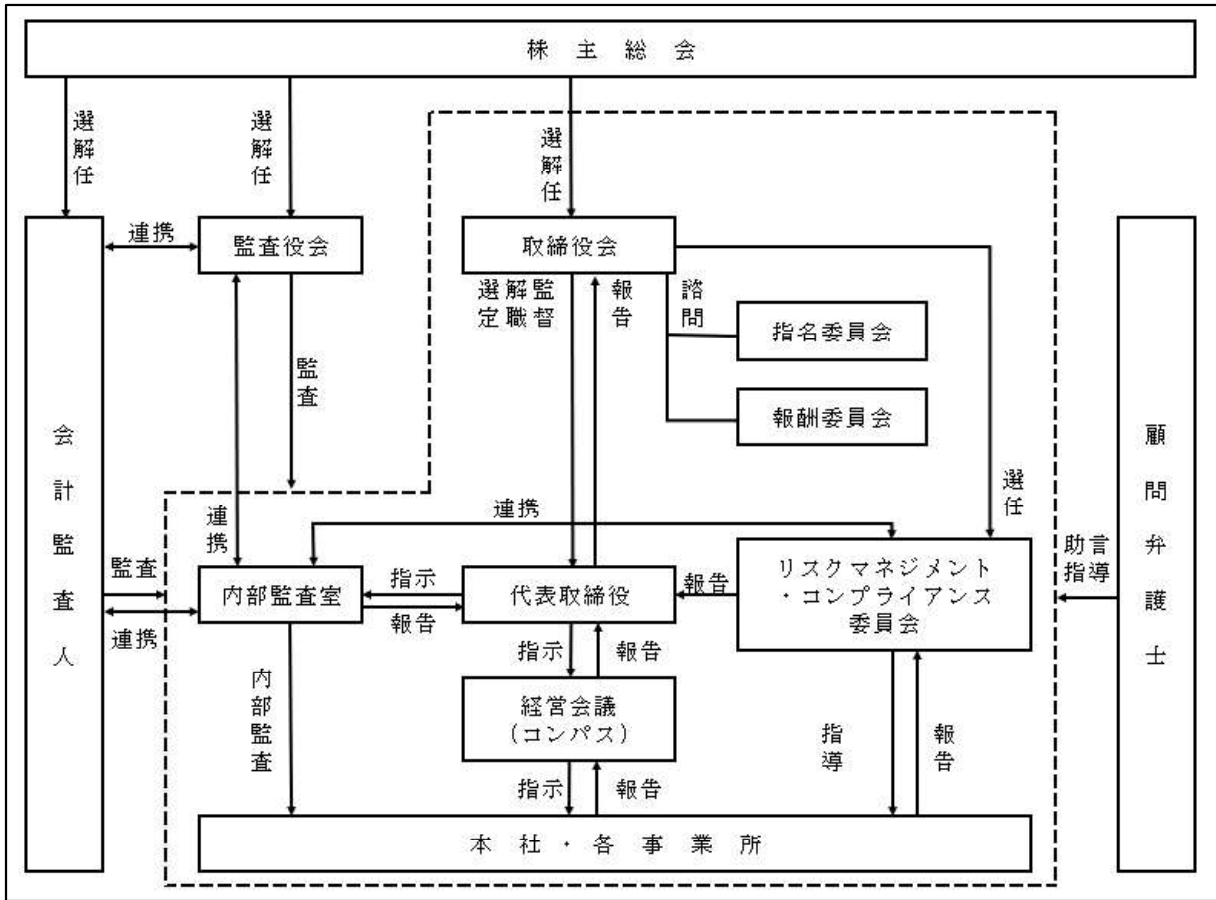
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に係るフローの模式図は以下のとおりです。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

